

令和8（2026）年5月 伊丹市主催レースに係るイベント運営業務
公募型プロポーザル募集要領

令和8（2026）年2月
伊丹市ボートレース事業局

令和 8（2026）年 5 月 伊丹市主催レースに係るイベント運営業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業名

令和 8（2026）年 5 月 伊丹市主催レースに係るイベント運営業務

2 業務目的

令和 8（2026）年 5 月 伊丹市主催レースの開催に際し、より多くの集客を図るため、イベントを実施する。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり。

4 契約期間

契約締結日～令和 8（2026）年 6 月 30 日

5 提案上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 事業者の募集について

公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

7 契約の締結等

契約手続き・契約保証金の取扱いは「伊丹市モーターボート競走事業の契約に関する規程」において準用する「伊丹市契約に関する規則」に定めるところによる。

8 参加資格条件

以下に示す(1)から(5)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募は受け付けない。なお、受付後に当該事実が判明した場合には、企画提案内容に関わらず選外とし、それが契約後に判明した場合には、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 伊丹市ボートレース事業局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市ボートレース事業局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。令和 7 年度伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていないものについては、伊丹市ボートレース事業局入札参加資格制限基準又は伊丹市ボートレース事業局入札参加停止基準に抵触していないこと。

- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

9 参加手続き等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、必要書類を下記のとおり提出すること。

(1) 応募時に提出する書類等

- ① 提出書類 「参加表明書兼誓約書（様式1）」を電子メールにより提出すること。

- ・指定アドレス b-jigyo@city.itami.lg.jp

- ・件名 参加表明書兼誓約書（事業者名）

- ② 提出期限 令和8（2026）年2月27日（金）正午まで

(2) 本プロポーザルに関する質問及び回答

- ① 質問方法 「提案書等に関する質疑書（様式2）」を電子メールにより提出すること。なお、提出期限後に提出された質問や指定方法以外で提出された質問には回答しない。

- ・指定アドレス b-jigyo@city.itami.lg.jp

- ・件名 令和8（2026）年5月 伊丹市主催レースに係るイベント運営業務（既存ファン向け）公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）

- ② 質問期限 令和8（2026）年2月27日（金）正午まで

- ③ 回答予定日 令和8（2026）年3月3日（火）までに回答する。

- ④ 回答方法 質問者名を伏せ、全参加者にメールで送信する。

(3) 応募後に提出する書類等

- ① 提出書類 ・企画提案書

- ・見積書の写しを企画書に綴じ込むこと

- ・見積書

- ・見積書の宛名は、「伊丹市ボートレース事業局」とすること。

- ② 提出期限 令和8（2026）年3月9日（月）17時まで

- ③ 提出先 電子メールにより提出すること。

- ・指定アドレス b-jigyo@city.itami.lg.jp

10 審査・選定方法について

企画競争（書類（企画提案書）選考）とし、以下の審査基準に基づき採点（20点満点×7人＝140点満点）を行い、総合点が最も高かった事業者を契約締結予定事業者とする。

なお、審査結果の通知については、選考終了後、令和8（2026）年3月13日（金）（予定）に通知する。

※提案者が1者の場合も審査を行うこととし、要求する基準（各評価者（7名）の点数を合計し、当該点数の合計点が70点以上）を満たしているときは契約締結予定事業者とする。

評価項目	審査基準	配点
ファミリーイベントの 企画・運営 【仕様書4の(1)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場促進を図れる内容となっているか ・ 来場者が楽しめる内容となっているか 	15点
飲食ブース・フードカー の設置 【仕様書4の(2)】 その他 【仕様書4の(3)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから大人まで幅広い世代が利用し やすいメニューが提供されているか ・ 独自提案、雨天時の代替案 ・ 運営体制に問題はないか ・ 予算内で無駄なく企画されているか ・ その他総合評価 	5点

11 その他

- (1) 本業務は、令和8年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は実施しない。またこれに伴い、事業者において損害が生じた場合、その損害について負担しないため、留意すること。
- (2) 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (3) 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、伊丹市の情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (5) 「参加表明書兼誓約書（様式 1）」提出後に本プロポーザルへの参加を辞退される場合は、企画提案書提出期限よりも事前に「辞退届（様式 3）」を提出すること。

12 問い合わせ先・提出先

伊丹市ボートレース事業局事業課（担当：小寺・今中）

電話 06-6419-3181

住所 〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町 199-1

アドレス b-jigyo@city.itami.lg.jp

以上